

入札・契約事務に係る不当な働きかけの防止について

令和3年7月30日

当企業団では、入札・契約事務を公正に執行するため「岡山県南部水道企業団入札及び契約事務に係る不当な働きかけに関する取扱要綱」を定め、企業団が発注する建設工事の請負、これに関連する業務の委託並びに物品の調達等に係る入札・契約に関する業務について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とするような不当な働きかけを受けた場合は、記録簿を作成し、働きかけの内容等を公表することとしました。

登録業者の皆様におかれましては、この要綱に抵触することのないよう、また、今後とも、入札・契約事務の公正な執行に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 次のような行為が不当な働きかけに該当します。
 - ・特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
 - ・非公表又は公表前の予定価格、最低制限価格等に関する情報を聞き出そうとする行為
 - ・公表前に入札参加者の名称又は入札参加者数を聞き出そうとする行為
 - ・その他、特定の者の便宜、利益又は不利益誘導に繋がるおそれのある要求行為
- 2 不当な働きかけを受けた場合の対応

不当な働きかけに対しては、き然とした態度で臨み、組織として適切に対応します。また、その内容及び相手方等を記録し公表します。

※「岡山県南部水道企業団入札及び契約事務に係る不当な働きかけに関する取扱要綱」は当企業団ホームページの「例規集」のページに掲載しています。

<http://www.nansui.or.jp/reikisyu.html>

岡山県南部水道企業団 総務課（工事契約担当） 電話 086-465-5050
--